

職員退職手当細則

公益社団法人 麴町法人会

(目的)

第1条 この規程は、社団法人麴町法人会（以下「当会」という）就業規則第22条の規定に基づき、当会事務局に勤務する職員が退職した場合に支給する退職手当の基準を定めるものである。

(適用範囲)

第2条 この規程で定める退職手当は、当会事務局で常時勤務に服することを要する職員（嘱託の職に在るものを除く）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(支給事由)

第3条 退職手当は、勤務年数が2年を超える職員で、次の事由によって退職する場合に支給する。

- イ.定年（定年による退職の特例適用者は、その期限終了）による退職
- ロ.任期满了、休職期間満了及び死亡による退職
- ハ.解雇（禁固以上の刑に処せられた場合及び懲戒処分の場合を除く）による退職
- ニ.論旨退職の処分による退職
- ホ.自己都合による退職

(支給額)

第4条 退職手当の支給額は、その者の退職時における基本給の月額に、別表に定める支給率をそれぞれ乗じた額（以下「退職手当支給基準額」という）を基準とする。

- (2) 職員が当会事務局に採用された日後1年を超えることとなったときは、財団法人東法連特定退職金共済会（以下「特退共」という）に加入することとする。この場合における加入口数は、退職時における特退共の退職一時金額が前項の退職手当て支給基準額に見合うよう算定して定めるものとし、当該職員の退職時における退職手当金額は、特退共の当該退職一時金額とする。
- (3) 退職する職員に給付される特退共からの退職一時金額が退職手当支給基準額に不足するときは、その差額を追給する。
- (4) 退職する職員につき、当会の業務に特に顕著な功労のあった場合には、会長は所定の退職手当額のほかに功労金を付加することができる。
- (5) 会長が必要と認めるときは、勤続2年未満の職員の退職に際し、一時金を支給することができる。
- (6) 当会の業務上の都合により解雇される者に対しては、第1項の支給額に100分の130を乗じて算出される額の範囲内を支給することができる。
- (7) 職員としての適格性の欠如及び無断欠勤を事由として解雇された場合並びに論旨退職処分を受けて退職する場合には、事情により第1項の支給額を削減し、又は支給しないことがある。

(勤続年数の計算)

第5条 勤続年数の算定は、その者が当会事務局に採用された日より起算し、当会事務局を退職した日までとする。この場合において、月に満たない端数は1カ月とする。

- (2) 勤続年数に満たない端数の月数がある場合の支給額の算定に当たっては、その端数部分について月割計算をするものとする。

(3) 使用期間は、勤続年数に含むものとする。

(遺族の定義)

第6条 第2条に規定する遺族とは、死亡した職員の配偶者をいい、配偶者がない場合には、民法(明治29年4月27日法律第89号)第887条から第889条までの規定により、当該職員の相続人となった者をいう。

(支給時期)

第7条 退職手当は、原則として職員の退職後1カ月以内に支給する。

(控除額)

第8条 退職手当を支給する場合は、次の各号に掲げる金額を控除する。

イ.法律の定めにより控除することとされている金額。

ロ.当該職員が当会に負う債務で確定している金額。

別表

職員退職手当細則第4条に基づく支給率

勤務年数	自己都合	その他の理由	勤務年数	自己都合	その他の理由
2年以上	1.0年以上	2.0年以上	18年以上	14.0年以上	18.0年以上
3	1.5	3.0	19	15.0	19.0
4	2.0	4.0	20	16.0	20.0
5	2.5	5.0	21	17.0	21.0
6	3.0	6.0	22	18.0	22.0
7	3.5	7.0	23	19.0	23.0
8	4.0	8.0	24	20.0	24.0
9	4.5	9.0	25	21.0	25.0
10	6.0	10.0	26	22.0	26.0
11	7.0	11.0	27	23.0	27.0
12	8.0	12.0	28	24.0	28.0
13	9.0	13.0	29	25.0	29.0
14	10.0	14.0	30	27.0	30.0
15	11.0	15.0	31	28.0	31.0
16	12.0	16.0	32	29.0	32.0
17	13.0	17.0	33	30.0	33.0